

第1回

石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成14年7月9日 開会

平成14年7月9日 閉会

第 1 回

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成 1 4 年 7 月 9 日

第1回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成14年7月9日
午後3時30分開議
東八代広域行政事務組合
4階会議室

- 第1 開会
- 第2 会長あいさつ
来賓あいさつ
- 第3 協議会規約の説明
- 第4 委嘱状交付
- 第5 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第1号 幹事会規程について
 - 報告第2号 専門部会規程について
 - 報告第3号 分科会規程について
 - 報告第4号 事務局規程について
 - 報告第5号 財務規程について
 - 報告第6号 会議傍聴規程について
 - (2) 協議事項
 - 協議第1号 協議会役員の選出について
 - 協議第2号 平成14年度事業計画(案)について
 - 協議第3号 平成14年度歳入歳出予算(案)について
 - (3) その他
- 第6 閉会

開会 午後 3時30分

司会（風間喜久雄君）

本日は、第1回合併協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

なお、時節柄たいへん蒸し暑い時期でございます。上着等不要の方はおとりいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の任意の合併協議会を始めさせていただきますと存じます。

私は、合併協議会の事務局長を仰せつかりました、石和町総務課長の風間でございます。

本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで合併協議会の会長であります石原石和町長が、ごあいさつを申し上げます。

なお、会長につきましては、協議会規約第6条第2項に基づきまして、6町村の長が協議して定めることとされており、会長に石原石和町長が選任されております。

それでは、石原会長お願いたします。

会長（石原昭夫君）

ご紹介をいただきました、石和町長の石原でございます。

7月1日に開催されました6町村の合併協議会設置準備会におきまして、関係町村の町村長様、議会議長様のご推挙をいただきまして、合併協議会の会長を務めさせていただくことになりました。

よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほど、入手いたしました台風情報によりますと、台風6号は、11時40分現在の情報でございますけれども、10日には向きを次第に東寄りに変えて、10日の夜には近畿から関東にかけて太平洋沿岸に接近するというので、10日の夜遅くから11日の朝にかけて山梨県内は台風の暴風域圏に入る恐れがありますという情報でございます。果物の収穫の時期でもあり、いろいろと心配になるところでもありますので、触れさせていただきました。

今日は、第1回の合併協議会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中、また猛暑の中でございますけれども、委員の皆様方にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、峡東地域振興局長の長沼様をはじめといたしまして、山梨県総務部の輿石様にもご出席をいただいております。感謝申し上げますとともに、本地域の合併協議がスムーズに進められますように、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、本日に至るまでの合併協議の経過につきまして、簡単に述べさせていただきます。

本地域の合併協議につきましては、町村合併の可能性および具体的な方向について、広く検討、協議を行うために、平成13年7月に、東八代郡各町村長、議会議長によります市町村合併研究会を設置いたしまして、協議を重ねてまいりました。

この間、中道町と芦川村が甲府市との合併を選択され、豊富村につきましても東八代から離脱されたわけでありまして、当初の東八代8町村の枠組みは崩れましたけれども、新たに春日居町が東八代地域との合併を決断されまして、6町村による枠組みが固まり、協議会設置に向けた協議を進めてまいりました。

先般、7月1日に石和町のホテル石風におきまして、協議会設置に関する協議書、協議会規約に関する協議書に、それぞれ関係町村の町村長様、議会議長様の署名をいただき、また、旧石和保健所をお借りいたしまして、県ならびに関係町村からの事務局職員の派遣をいただき、合併協議会事務所の開所式を行ったところであります。

そして、本日7月9日、各町村から5名ずつ選出された、ここにお集まりの各位のご出席をいただきまして、第1回の協議会を開催する運びとなったところでございます。

21世紀の新しい時代に入り、これまでの行政システムのまま、現在の厳しい状況乗り越えられるかというふうな中で、地方分権一括法が制定され、中央集権から地方分権の時代が始まったわけでございます。

日本経済の凋落、住民ニーズの多様化、少子高齢化の時代を迎え、地方財政は大変厳しい状況にあります。こうした厳しい状況乗り越えていくために、地方自治に課せられた責務は大きなものであります。この責務を果たしていくために行政と住民が一体となって、合併問題を真剣に受け止め、考えていかなければならないと考えているところであります。

この協議会は、現時点では任意の合併協議会であり、関係町村の合併に関する協議、法定協議会の設置に関する協議等を行っていくわけでありますけれども、早期に法定協議会を立ち上げ、合併特例法の期限内の合併を目指して、取り組む必要があるかと存じます。

ここにお集まりしております委員の皆様には、各町村から選ばれた学識経験豊かな方ばかりでございます。ぜひ、法定協議会へ移行後もお残りいただき、合併後の新しく生まれ変わる当地域の将来のあり方について、その豊富な知識を活かしていただきたいというふうに思っているところでございます。

この地域は、全国でも有数の温泉郷と、桃、ブドウ等果樹産地であり、緑豊かな森林を抱え、自然に恵まれた観光資源の豊富な地域でもあります。

また、山梨県の中央に位置し、中央自動車道、JR中央本線、国道20号、137号、140号などの主要幹線が行き交い、交通の便にも優れた地域であります。

こうした地域の産業資源を有効に活かし得れば、当地域の将来は大きく拓き、魅力ある地域として、大きな発展を望めると考えます。そのためには、地域の住民一人ひとりが、この6町村による合併を真剣に受け止め、新しい市の将来構想に真剣に、前向きに取り組んでいかなければなりません。

委員の皆様には、地域の代表者としてこの場にお集まりをいただいておりますので、地域の住民のご意見等を十分吸い上げていただきながら、合併に関する論議を進めていただきたいと思います。

21世紀の理想に沿った新しい地方自治体として、新しい市が実現できるよう、皆様方の英知を結集して、この合併問題を真剣に考え、合併協議に取り組んでいただきたいと思いますので、皆様方のご支援ご協力を心からお願い申し上げまして、会長のあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

次に、副会長様方をご紹介させていただきます。

副会長につきましては、協議会規約第6条第3項で、会長以外の町村長をもって充てると定められております。

それでは、向かいまして左側からでございますが、御坂町長でいらっしゃいます小澤栄眞様、そのお隣、一宮町長でいらっしゃいます小宮山文明様、会長のお隣でございますが、八代町長でいらっしゃいます古屋貞次様、そのお隣、境川村長でいらっしゃいます角田義一様、そのお隣でございますが、春日居町長でいらっしゃいます金井豊明様。

以上、副会長様方をご紹介させていただきました。

それでは、次に、来賓の方からご祝辞をちょうだいしたいと存じます。

なお、県議会議員の先生方にご案内申し上げてあるところでございますが、本日は本会議中とのことでございます。お見えになっていただいたところで、いただくということで、ごあいさつを省かせていただきまして、峡東地域振興局長の長沼公彦様から、ごあいさつをちょうだいいたしたいと思っております。

峡東地域振興局長（長沼公彦君）

ただいま、ご紹介をいただきました峡東地域振興局長の長沼でございます。

本格的な夏を思わせるような、うだるような暑さの中、また台風の接近が懸念される中でご参列いただきました。

本日、ここに、関係者のご臨席のもとに、第1回目の石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の合併協議会が開催されますことに、心からお祝いを申し上げたいと思っております。

ただいま、会長さんのあいさつにありましたように、いろんな経緯の中から念願がかないまして、この6町村が任意の協議会の設置に至ったところであります。

しかしながら、この合併の意をものにするためには、平成17年3月31日の、いわゆる合併特例法の期限まで、あと2年半と迫っております。期限後に合併いたしましても、財政上の特例は認められないというふうに考えられておまして、現時点での最良の方策は、期限に十分に間に合うような検討を進めることであろうかというふうに思っているところであります。

その点におきましては、この任意の協議会は、下部組織といたしまして、分科会や専門部会を当初から設置するなど、実質的には法定協議会と変わらない、本格的なものだというふうに伺っております。

この協議会を通じまして、議員各位また事務局、町村の職員によりまして検討が進められることとなりますが、夢のある新市の姿を一日も早く創り上げ、これを住民の皆様へお示ししていただきたいと思っております。

ここにお集まりの皆さんは、将来の新市を形づくる重要な役割を担っております。

どうか、熱心かつ迅速な協議を行っていただき、一日も早く法定協議会に移行していただきまして、住民の皆さんのご意見も伺いながら所定の手続きを鋭意進められ、合併のその日を迎えられますことを強く期待するところであります。

最後に、本日までご尽力いただきました関係者の方々、また、今後の事務局職員の皆さんのご努力に思いを馳せながら、今後の検討が順調に進みますことを心より祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

次に、このほか来賓としておいでいただきました皆様方につきまして、ご紹介をさせていただきます。

山梨県峡東地域振興局企画振興部長でいらっしゃいます、小俣一彦様。

続きまして、山梨県総務部主幹、輿石和正様。

大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございました。

次に、次第の3番目でございますが、協議会規約につきましてのご説明を、事務局から申し上げます。

説明につきましては、宮島次長のほうからご説明申し上げます。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、事務局から合併協議会の規約を説明をいたします。

お手元の資料3ページをお開き願いたいと思います。

朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

まず、第1条 協議会の設置について。

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町（以下「関係町村」という。）は、合併に関する諸問題及び基本的事項について協議するため、協議会を置く。

第2条 協議会の名称についてでございます。

協議会は、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第3条 協議会の担任する事務についてでございます。

協議会は次に掲げる事務を行う。

- （1）関係町村の合併に関する協議
- （2）法定協議会の設置に関すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

第4条 協議会の事務所

協議会の事務所は、石和町市部4 4 8番地に置く。これは旧石和保健所の2階でございます。

第5条 組織について

協議会は、関係町村の次の者をもって組織する。

- （1）町村長
- （2）町村議会議長
- （3）町村職員
- （4）学識経験者

第2項 委員の定数は、関係町村の町村長が協議して定める。

第6条 役員についてでございます。

協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 5名
- 監 事 2名

第2項 会長は、関係町村の長の中から、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

第3項 副会長は、会長以外の町村長を持って充てる。

第4項 監事は委員の中から委員の互選により選出した者をもって充てる。

第7条 役員の職務についてでございます。

会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

第2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた副会長が、その職務を代理する。

第3項 監事は会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

第8条 会議についてでございます。

協議会の会議は、会長が招集する。

第2項 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

第9条 会議の運営についてでございます。

会長は会議の議長となる。

第2項 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

第3項 会議は、原則公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

第4項 委員は、会議の目的を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。

第5項 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

第6項 会長は、協議会の事務局長に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を調製させるものとする。

第7項 会議公開の際の傍聴に関し必要な事項は、別に会長が定める。

第10条 関係職員等の出席についてでございます。

協議会は、必要に応じて、関係町村の職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

第11条 幹事会についてでございます。

会議に提案する事項について必要な協議または調整をするため、協議会に幹事会を置く。

第2項 幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第12条 専門部会についてでございます。

幹事会に提案する事項について必要な協議または調整をするため、協議会に専門部会を置く。

第2項 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13条 事務局についてでございます。

協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

第2項 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

第3項 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第14条 経費についてでございます。

協議会に要する経費は、関係町村の長が協議の上、関係町村がそれぞれ負担する。

第2項 負担の割合については、関係町村の長が協議して定める。

第3項 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度と同様とする。

第15条 費用弁償等についてでございます。

委員に、報償及び費用弁償を支給することができるという、できる規定でございます。

第2項 前項の報償及び費用弁償の額ならびに支給方法等は、事務局の所在する町村の例による。

第16条 協議会解散の場合の措置についてでございます。

協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものが決算する。

第17条 その他の必要事項。

この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則としまして、この規約は、平成14年7月1日から施行する。

まくっていただきまして、7ページに選任された3号委員さん、4号委員さん、石和町からはじまりまして、春日居町までの名簿が付いてございます。

それから、8ページに組織体制ということで、今の規約を分かりやすく図にした体制が載ってお

ります。この中で、まず合併協議会委員30名とありますが、これが最高の意思決定機関でございます。そうは言いますが、合併の中にはさまざまな項目を協議していくことがありますので、幹事会および専門部会を設け、分科会、これは関係町村の関係係長クラスになると思いますが、この分科会で、さまざまな分野での協議、すりあわせをし、それを専門部会に上げ、専門部会で協議したものを幹事会、合併担当課長、ここにお座りの方々と思いますが、幹事会でたいたものをこの協議会に上げて、最後の意思の決定をしてもらおうという、そういうことでございます。

それに関して、私ども事務局は資料を作成したり、庶務をしたり、運営を行ったり、そういうことで関わっていきたい、左側の情報交換とあります。そうは言っても、この協議会以外で、各町村では、それぞれの町ごとで合併研究会とか懇話会などをしていただいて、住民に合併の是非の必要性の説明、または住民の意向などを町村ごとに吸い上げていただいて、それをこの合併協議会に反映をさせていききたいというような、全体の構成図を示しておきました。

説明としては以上でございます。

司会（風間喜久雄君）

協議会規約につきまして、事務局側からのご説明を申し上げました。

説明にございましたとおり、7月1日より施行されておりまして、本協議会規約が定めてありますことを、ご承認をいただきたいと思っております。

続きまして、委嘱状の交付をさせていただきます。

本来でございますと、委員の皆様お一人お一人に、会長から委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間等の関係もございますので、誠に恐縮でございますが、町村ごとに委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきます。その場でご起立をお願いいたしまして、委嘱状につきましては、それぞれの町村の代表の方に交付をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思っております。

なお、各町村長につきましては、先ほどの会長、副会長のご紹介をもって代えさせていただきます。

資料の7ページに委員名簿が掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

それでは、お名前を読み上げさせていただきます。

石和町から申し上げます。

藤田栄様、ご起立ください。島田修様、土屋康海様、風間雅子様。

代表して藤田栄様、委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。

会長（石原昭夫君）

藤田栄殿

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会委員に委嘱する。

平成14年7月9日

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

会長 石原昭夫

司会（風間喜久雄君）

ご着席いただきたいと思っております。

続きまして、御坂町の委員様でいらっしゃいます。

矢野一則様、原田徹様、落合輝政様、岡美枝子様。

代表して、矢野一則様、お受け取りいただきたいと思っております。

会長（石原昭夫君）

矢野一則殿、以下同文でございます。

司会（風間喜久雄君）

続きまして、一宮町の委員の皆様でいらっしゃいます。

雨宮良孝様、竹下光広様、飯島忠資様、岩間と志子様。

代表して、雨宮良孝様、お受け取りいただきたいと思います。

会長（石原昭夫君）

雨宮良孝殿、以下同文でございます。

司会（風間喜久雄君）

ご着席いただきたいと思います。

続きまして、八代町の委員の皆様でいらっしゃいます。

祖父江正様、中村春樹様、風間幸様、風間好美様。

代表して、祖父江正様、お受け取りいただきたいと思います。

会長（石原昭夫君）

祖父江正殿、以下同文でございます。

司会（風間喜久雄君）

ご着席ください。

続きまして、境川村の委員の皆様でいらっしゃいます。

小澤恒夫様、中村長年様、桑原強様、新田治江様。

代表で、小澤恒夫様、お受け取りいただきたいと思います。

会長（石原昭夫君）

小澤恒夫殿、以下同文でございます。

司会（風間喜久雄君）

ご着席ください。

次に、春日居町の委員の皆様でいらっしゃいます。

小川一美様、生原英喜様、佐藤泰雄様、飯田章雄様。

代表して、小川一美様、受け取りいただきたいと思います。

会長（石原昭夫君）

小川一美殿、以下同文でございます。

司会（風間喜久雄君）

以上でございます。

ご着席いただきたいと思います。

先ほどご報告させていただいておりますように、県議会の最中でございますが、お忙しい中、前島先生が駆けつけてくださいましたので、ごあいさつをちょうだいしたいと思います

県議会議員（前島茂松君）

今日は、最終日の議会がございまして、中村、里吉県議、また、高野県議におかれましても、たいへん心配をしておりますけれども、時間的な問題がございまして、一足早くとんでまいりました。

本日は、第1回の合併協議会がこのように盛大に催されまして、合併に向かって前向きに、段階的なご協議に入られましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

今日に至るまでの間、それぞれの町村におきましては、広域行政を含めまして、大変苦悶とご苦労をされた積み上げであったわけでございます。

しかし、時代はまさに大きな合併を求める、そうした住民パワーを含めましての期待が盛り上がっているところでございます。

21世紀に向かって、新たな地域圏をどうつくるか、今、山梨県下のみならず、全国的に大変な速度で合併問題が自発的に、自主的に推進されているわけでございます。

ただいま、ご委嘱をいただきました皆様方を含めまして、どうか住民本意の町村合併が実りあるものとして、そして内容豊かに、しかもたくましく、そして前向きにご前進をしていただきますことを心からご期待を申し上げ、議会の立場といたしまして、今日までのご苦勞に重ねて深甚の敬意を表し、今後のご活躍をお祈りさせていただきます、一言、ご指名をいただきましたので、ごあいさつに代えさせていただきます。

どうも皆さまご苦勞さまでございます。

司会（風間喜久雄君）

大変お忙しい中ご出席、ご祝辞まで賜りましてありがとうございました。

それでは引き続きまして、事務局職員のご紹介をさせていただきたいと思えます。

資料の17ページをご覧いただきたいと思えます。

専従する事務局職員でございます。

先ほど定款等のご説明をさせていただきましたが、県から当協議会のほうに派遣していただいております、宮島茂でいらっしゃいます。

続きまして、それぞれの町村からでございますが、まず石和町から石場登でございます。

同じく、御坂町でございますが雨宮寿男でございます。

同じく、一宮町から成島敦志でございます。

同じく、八代町から風間昭彦でございます。

同じく、境川村から前田一貴でございます。

同じく、春日居町から荻原明人でございます。

以上、それぞれの町村から派遣されておる職員のご紹介を申し上げさせていただきました。

次に、議事のほうに移らせていただきたいと思えます。

会議の議長につきましては、先ほどご説明申し上げました規約第9条に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、石原会長に議長をお願い申し上げたいと思えます。

議長（石原昭夫君）

それでは、議長の職に就かせていただきます。

スムーズな進行につきまして、ご協力をお願いを申し上げます。

着席させていただきます。

まず、報告事項であります。規程類でありますので、第1号から6号まで一括して事務局から説明をいたさせます。

事務局（成島敦志君）

それでは、報告関係につきましてご説明をいたします。

9ページのほうをご覧いただきたいと思えます。

この説明につきましては、6町村の名前がそれぞれつくわけですけれども、時間の都合もございますので、割愛させていただきます、合併協議会という形で読み上げさせていただきます。

内容の事項につきましては、要点を説明させていただく形でお願いしたいと思います。

それでは、報告第1号の合併協議会幹事会規程でございます。

1条といたしまして、趣旨でございますけれども、合併協議会の規約第11条第2項の規定に基

づき、合併協議会幹事会について、必要な事項を定めるものとする。

2条で、幹事会の所掌事項といたしましては、合併協議会の会長の依頼を受け、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議または調整を行うものいたします。

組織につきましては、10ページの別表に掲げる6町村の合併担当課長で組織いたします。

役員は、幹事長1名、副幹事長1名を委員の互選によって定めます。

6条になりますが、会議につきましては、幹事長が招集し、会議の議長につきましても幹事長があたるということにいたします。

8条の庶務ですが、幹事会の会議の庶務につきましては、合併協議会の事務局が行います。

なお、この規程は、平成14年7月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、幹事会規程について報告いたします。

事務局（雨宮寿男君）

続きまして、報告第2号の合併協議会専門部会の規程について、説明をさせていただきます。

11ページのほうをお開きください。

趣旨でございますけれども、第1条 この規程については、規約第12条第2項の規定に基づきまして、協議会専門部会について、必要な事項を定めるものいたします。

第2条、所掌事項でございますが、専門部会は会長の依頼を受けて、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議、調整を行うものいたします。

組織第3条でございますが、専門部会には別表に掲げる委員ということで、12ページのほうに各専門部会ごとに各町村の担当課長、名前のほうまでは入っておりませんが、この課の課長さんで構成をいたします。

第4条、役員でございますが、部会長1名、副部会長1名ということで、委員の互選によって定めます。

役員の職務、第5条でございますが、部会長は専門部会を代表し、会議を総理する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条、会議でございます。

会議は部会長が招集する。部会長は会議の議長となる。部会長は必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。専門部会は、必要に応じ関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

第7条、分科会の件ですが、専門部会に提案する事項について必要な協議または調整をするため、専門部会に分科会を置きます。

分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条、報告。

部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時会長に報告する。

第9条、庶務。

専門部会の会議の庶務は、合併協議会事務局が行う。

第10条、委任。

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則といたしまして、この規程は平成14年7月1日から施行する。

以上でございます。

事務局（風間昭彦君）

それでは、続きまして報告第3号 合併協議会分科会規程につきまして、説明をさせていただきます。

ます。

まず、趣旨でございますけれども、第1条、この規程は、合併協議会専門部会規定第7条第2項の規定に基づきまして、合併協議会分科会について、必要な事項を定めるものとなっております。

所掌事項、第2条ですけれども、分科会は、合併協議会専門部会の部会長の依頼を受け、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議または調整を行うものとする。

組織といたしまして、第3条、分科会は別表に掲げる会員をもって組織するとあります。

なお、この別表につきましては、各町村の担当者等、内容的にまだ確定していない部分がございますので、今回のこの資料につきましては添付してございませんので、ご了承願いたいと思います。

次に、役員としまして、第4条、分科会に次の役員を置くということで、1.リーダー1名、2としましてサブリーダーを1名。

2、役員は各分科会会員の互選によって定める。

役員の職務、第5条といたしまして、リーダーは分科会を代表し、会を総理する。

2、サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代理する。

会議、第6条としまして、会議はリーダーが招集するものとする。

2、リーダーは会議の議長となる。

3としまして、リーダーは必要に応じて、関係職員等の出席を要請することができる。

4としまして、分科会は、必要に応じ関係するほかの分科会と合同の会議を開催することができる。

報告、第7条、リーダーは分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告する。

庶務、第8条、分科会の会議の庶務は、合併協議会事務局が行う。

委任、第9条としまして、この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則といたしまして、この規程は平成14年7月1日から施行する。

以上でございます。

事務局（荻原明人君）

続きまして、報告第4号 協議会事務局規程につきまして、説明をさせていただきます。

資料の14ページをご覧くださいと思います。

要点のみの説明とさせていただきます。

ご了承お願いいたします。

まず、第1条の趣旨であります。協議会規約第13条第3項に基づきまして、事務局に関し、必要なことを定めるものといたします。

第2条、所掌事項であります。協議会の事務局は

(1) 協議会の会議に関する事

(2) 協議会の協議資料の作成に関する事

(3) 協議会の庶務に関する事

(4) その他協議会の運営に関し、必要な事項を行うこととしております

第3条、職員等ではありますが、先ほどご紹介をいただきましたように、

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 事務局員

(4) その他の職員

を事務局に置くこととしております。

続きまして、第4条、職員等の職務につきまして規程をしております。

それから、第5条、職務権限につきましてですが、協議会の運営におけます事務局の職員の職務、それから責任権限等に関しましてですが、事務局の所在する町村の規程を準用するとあります。特別に定める事項を除きまして、事務局が所在します石和町の事務決裁規程等を準用することになっております。

それから、この場合においてというところから後は、その規程の読み替え規程であります。規程中「町長」とあるのは「会長」と、「総務課長」とあるのは「事務局次長」と、助役の権限に属する事案については事務局長の決裁事案というふうに読み替え、あるいは、みなすという規程であります。

次に第6条、会長の決裁事項について規程しております。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する事案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他事務局長が特に重要であると判断する事項

それから、第7条では、専決区分について定めております。

第1項では、事務局長の専決事項につきまして規程しております。

また、第2項では、事務局次長の専決区分を定めております。

第8条、代決、代理決裁についての定めがそこにあります。

それから、第9条で、文書の取り扱いでありますけれども、事務局におけます文書の收受、配布、処理編集、保存その他必要な事項につきましては、やはり事務局の所在する町村の規程を準用するというので、石和町の文書管理規程を準用いたします。

それから、第10条、公印の取り扱いでありますけれども、協議会の公印につきまして、次のページになりますけれども、16ページに別表で定めてありますけれども、公印のことについての規程と、それから第2項では、この公印の管守取り扱い等につきましては、やはり事務局の所在する町村の規程を準用するというのであります。

第11条、職員の服務であります。職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件につきましては、事務局の所在する町村の例によるということで、石和町の勤務時間及び服務基準等を準用いたします。

第12条では、職員の給与等であります。第1項としまして、職員の給与等につきましては、それぞれの職員が属する町村が負担する。第2項といたしまして、職員の時間外勤務手当及び旅費については、事務局の所在する町村の例により、事務局の予算において支給するものとするということになっております。

第13条、委任でございます。

この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則といたしまして、この規程は平成14年7月1日から施行する。

そして、右側の17ページには先ほどの名簿と、その下には協議会事務局の所在地等がお示ししてあります。

以上、事務局の規程につきましての説明を終わらせていただきます。

事務局（石場登君）

続きまして、財務規程の關係をご説明申し上げます。

第1条には、趣旨ということで記載されております。

第2条、歳入歳出予算の關係が記載されております。

第3条、予算の補正ということで記載されております。

第4条、歳出予算の区分ということでございます。

これは20ページに一覧表がございます。ご参照ください。

第5条、予算の流用及び充用について記載されております。

第6条、協議会の出納員ですが、会長は事務局の所在する町村の収入役に協議会出納員を委任することができるということで、本会の会長より石和町の収入役に協議会出納員を委任していただきまして、出納事務につきましては、石和町の収入役が行うということになりました。その他の会計事務につきましては協議会事務局職員が行います。

第7条に決算等が記載されております。

第8条、収入及び支出の手續とございますが、これは、事務局の所在する町村の例を準用するというところでございまして、石和町の例をとります。「町長」とありますのが「会長」と、「助役」とありますのが「事務局長」と、「課等の長」とありますのが「事務局次長」と、「収入役」とありますのは「協議会出納員」というふう読み替えるということでございます。

第9条、委任でございます。

いままでの規程に定めるほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、事務局の所在する町村ということで、石和町の例によりたいと思います。

附則といたしまして、平成14年7月1日からこの規程を施行するということでございます。

よろしくお願いたします。

事務局（前田一貴君）

続きまして、報告の第6号ですけれども、21ページをご覧いただきたいと思ひます。

合併協議会会議傍聴規程、趣旨といたしまして、第1条、この規程は合併協議会の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2条といたしまして、傍聴人の定員、会議の傍聴人の定員は20人とする。ただし、会長と協議し許可を得た場合はこの限りではない。

傍聴の手續につきまして、第3条、会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

傍聴席に入ることができない者、第4条といたしまして、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

1. 銃器、棒その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者。

2. といまして、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。

3. といまして、はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。

4. といまして、ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影または録音することにつき、協議会の会長の許可を得た者は除くということです。

5. といまして、笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者。

6. といまして、下駄、木製サンダルの類を履いている者。

- 7、酒気を帯びていると認められる者。
- 8、異様な服装をしている者。
- 9、その他会議を妨害する恐れがあると認められる者。

2項といたしまして、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

傍聴人の守るべき事項といたしまして、第5条、傍聴人は傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

1. 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
2. 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 2 2ページになりますけれども、3といたしまして、はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
4. 飲食及び喫煙をしないこと。
5. みだりに席を離れないこと。
6. 不体な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
7. その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと。

写真、映画等の撮影および録音等の禁止

第6条、傍聴人は傍聴席において、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

職員の指示

第7条といたしまして、傍聴人は全て協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

傍聴人の退場

第8条といたしまして、傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

違反に対する措置

第9条、傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

委任

第10条、この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則といたしまして、7月1日から施行するとなっております。

報告事項については、以上の6点でございます。

議長（石原昭夫君）

以上で報告事項の第1号から6号までの報告を終了いたします。

続きまして、協議事項に入ります。

協議第1号、協議会役員の選出についてを議題といたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局（宮島茂君）

事務局から説明をいたします。

23ページをお開きください。

協議第1号 協議会役員の選出について、ここにある規約は、先ほどご説明申し上げた協議会の規約の抜粋でございます。

下に会長、副会長と既に名前が入っております。というのは、第6条で、協議会で次の役員を置くと、会長1名、副会長は会長以外の町村長をもって充てるとありますので、この規約により、会長、副会長の名前は既に入っております。

監事でございますが、第6条の第4項によりまして、監事は委員の中から、委員の互選により選出した者をもって充てるとありますので、ぜひこの席上で監事さん2名を決めていただきたいというお願いでございます。

議長（石原昭夫君）

説明が終わりました。

監事2名の選任について、何かご意見がありますでしょうか。

（「議長一任」の声あり）

一任のお声をいただきました。

ないようでございますので、事務局のほうで何か考えがありますか。

事務局長（風間喜久雄君）

事務局から考え方の提案をさせていただきたいと思います。

当協議会は、合併が発効後に解散ということではありますが、この14年度および15年度、16年度と続くものと考えられます。

したがって、本年度は2名を建制順に2名ずつ持ち回っていただいたらいかがでしょうか。もし、そういう方法でありますと、たまたま今年度は御坂町と一宮町さんをお願いをしたいと、その監事の選任については、町のほうにお任せをしたらいかがでしょうかという提案でございます。

議長（石原昭夫君）

事務局から、持ち回りでどうかという提案がございました。

今回は御坂町と一宮町さんとの提案がございましたけれども、この提案についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

よろしいようでございますので、それでは御坂町、一宮町さんの選任をお願いいたします。

委員（矢野一則君）

御坂は、原田収入役をお願いします。

議長（石原昭夫君）

ありがとうございました。

御坂町は、原田収入役さん。

一宮町さんはいかがでしょう。

委員（雨宮良孝君）

一宮町は、竹下収入役です。

議長（石原昭夫君）

一宮町さんも、竹下収入役さんということで発表がございました。

お二人の方、どうぞよろしくをお願いいたします。

監事さんが決定をいたしました。

ありがとうございました。

以上で、協議の第1号議案が終了いたしました。

次に、協議第2号 平成14年度事業計画（案）および、協議第3号 平成14年度歳入歳出予

算(案)についてを一括議題としたいと思います。

事務局に説明をお願いいたします。

事務局(宮島茂君)

それでは、事務局から協議第2号および協議第3号について説明を申し上げます。

24ページをお開き願います。

協議第2号 平成14年度事業計画(案)でございます。

読ませていただきます。

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村は、21世紀の地方分権の時代を迎えて、町村を取り巻く厳しい環境変化や少子高齢化、環境対策など新たな行政課題に対応する行政づくりと新たなまちづくりを目指し、住民と議会、行政が一体となって合併に向けた協議を行っていきます。

当面、本任意協議会において合併の基本的な事項について協議を進め、早期に地方自治法に基づく法定協議会への移行を目指します。

本年度は次の事業を実施し、新市将来構想の策定や合併に関する調査研究と住民への啓発、情報提供に努めます。

1. 協議会の開催
2. 専門部会の開催
3. 行財政の現況調査の実施
4. 新市将来構想策定調査の実施
5. 委員視察研修の実施
6. 合併協議会だよりの発行
7. ホームページの作成
8. その他必要な事項

まくっていただきまして、25ページに今後の流れ、こんなことを考えながらやっていかなければならないというものを図にしてみました。

今日、任意の協議会が発足したわけですが、それを法定協議会へ進化させていくと、そのためには各町村での議会の議決が必要ということでございますから、そのへんもお含みおきを願いたいと。

この任意の協議会および法定協議会の中で、町村はさまざまな事務事業を持っておりますから、その事務事業の実態調査を踏まえ、事務事業の一元化を模索していきたい、それらは専門部会、分科会をフルに活用する中で模索をしてみたい。

その結果につきましては、当然、最高の意思決定機関であります当協議会にご報告をする中で、ご意見をもらう中で決定をしていきたいと、そういうことでございます。

法定協議会に入りますと、合併協定項目の協議ということで、なおさら協議が本格化します。

基本4項目としまして、合併の方式、対等合併であろうと思いますけれども合併の方式。いつまでに合併するのかという合併の期日。それから、新しい市の名称、新しい市の市役所といいますが事務所の位置など、基本的な項目以外にその他数十項目。ちなみに、財産とか公の施設の取り扱いをどうするのか、議員の定数や任期の取り扱いをどうするのか、または地方税の取り扱いは、各町バラバラだったものが、どういう新しい方向をするのか、また一般職の職員の身分はどうなるのか、各種福祉制度なども新しい市ではどういうことをしていくのかと、さまざまな協定項目がございます。それらにつきまして法定協議会の中でやっていきます。それら足元のどうしてもやらなくては

ならないこと以外に、6町村が1つの市になるわけですから、新市の将来構想、つまり新市の現況調査もしながら、基礎調査なんかもしながら、新しい市に夢と希望が持てるような、新市の建設計画を策定していかなければなりません。

そういう状況を住民に説明したり、そういう状況の住民の方からの意見を伺う中で、夢と希望のある新市の建設計画を策定していかなければならない。これらを策定していく中において、町村の議決を得、合併の調印をした上で、県へ合併の申請をする。国と県は、この合併協議会の場合は新しい市になりますので、総務大臣の協議が必要ですが、県はそれを受けて県議会で議決をして、廃置分合、この場合は合体という手続きになると思いますが、廃置分合の手続きをして、国の官報へ載せていただくと、国の官報に載ったその日が、新しい市がスタートをするという、そういうことでございます。

先ほどの、祝辞の中にありましたけれども、合併特例法の期限というのが平成17年3月31日、つまり平成16年度中には、ここまでたどり着かないと、旨味がある国の助成制度が使えないということですので、それを尻に置きながらですね、尻は決まっていますから、それを目途に議員の皆さんの意見を聞きながら、われわれ事務局、および皆様方と協力しながらやっていきたいという、これが事業計画でございます。

以上、事業計画でございますが、まくっていただいて26ページ、協議第3号 合併協議会の歳入歳出予算でございます。

簡単に説明をしたいと思います。

まず、歳入予算でございますが、負担金ということで1,200万円、これは200万円×6町村でございます。県からの補助金が300万円、預金利子を入れて1,500万円余の歳入予算を組んでおります。

歳出でございますが、総務費、総務管理費、つまり事務局の運営的な経費に697万8千円。事業費、その合併協議会の行う事業費について783万3千円を見込んでおります。

その中身でございますが、まくっていただいて27ページ、それから28ページが分かりやすいと思います。

歳出予算でございますが、まず総務管理費、つまり事務局を運営するための経費、職員の時間外とか臨時職員の共済賃金または普通旅費、または事務所を構えておりますので事務用品、または公用車の燃料代、光熱水費等の需用費、または電話、郵送、公用車の任意保険料などの役務費、または、さまざまなものをリースしますので、そのリースとしての使用料賃借料および事務所の備品等、備品購入費、縮めて697万8千円を充てております。

次に事業費としまして、実際合併に向けての事業をするための経費でございますが、委員の報酬とか、講師の謝礼としての報償費、また研修旅費等の旅費、この会議、または合併協議会の事務局から、例えば全戸配布になろうかと思いますが、「協議会だより」などというようなものも発行していきたい、そのための需用費。また宣伝をするためにホームページも作成をしたい、また会議録も作成をしたいということの委託料が載せてございます。視察研修をするとしての使用料及び賃借料、縮めて783万3千円。それに予備費の19万円を入れて、ちょうど1,500万円余の歳出予算を組んでおります。

そうは申しましても、実際にやっていく中で若干の目の流用などが出てくるだろうかと思います。が、ご了承をお願いしたいと思います。

以上、一括して協議第2、協議第3号についてご説明申し上げます。

議長（石原昭夫君）

事務局の説明が終わりました。

それでは、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようでございます。

よろしければ、拍手をもってご承認をいただきたいと思います。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

以上で、協議第2号、3号議案が承認されました。

以上で、報告事項、協議事項が終わりました。

次に、その他でありますか、何かご意見等ございますか。

（ な し ）

今日は初回でありますから、なかなか出にくいと思いますけれども、ないようでございますが、事務局のほう何かありますか。

ないようですので、以上で議事を終了させていただきたいと思います。

議事進行へのご協力を感謝申し上げます、議長を退かせていただきます。

ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

議長さんにはスムーズな議事の進行をしていただきまして、大変ありがとうございました。

以上で、本日の予定は全て終了をいたしました。

事務局といたしましては、今後、専門部会なども早急に立ち上げるなど、さまざまな分野での協議をスタートさせたいと考えておりますので、委員の皆様方には、限りないお力添えをいただきたいとお願い申し上げたいと存じます。

本日は本当にありがとうございました。

以上で本日の協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時35分

第1回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成14年7月9日

【石和町】

石原 昭夫
藤田 栄
島田 修
土屋 康海
風間 雅子

【御坂町】

小澤 栄真
矢野 一則
原田 徹
落合 輝政
岡 美枝子

【一宮町】

小宮山 文明
雨宮 良孝
竹下 光広
飯島 忠資
岩間 と志子

【八代町】

古屋 貞次
祖父江 正
中村 春樹
風間 幸
風間 好美

【境川村】

角田 義一
小澤 恒夫
中村 長年
桑原 強
新田 治江

【春日居町】

金井 豊明
小川 一美
生原 英喜
佐藤 泰雄
飯田 章雄